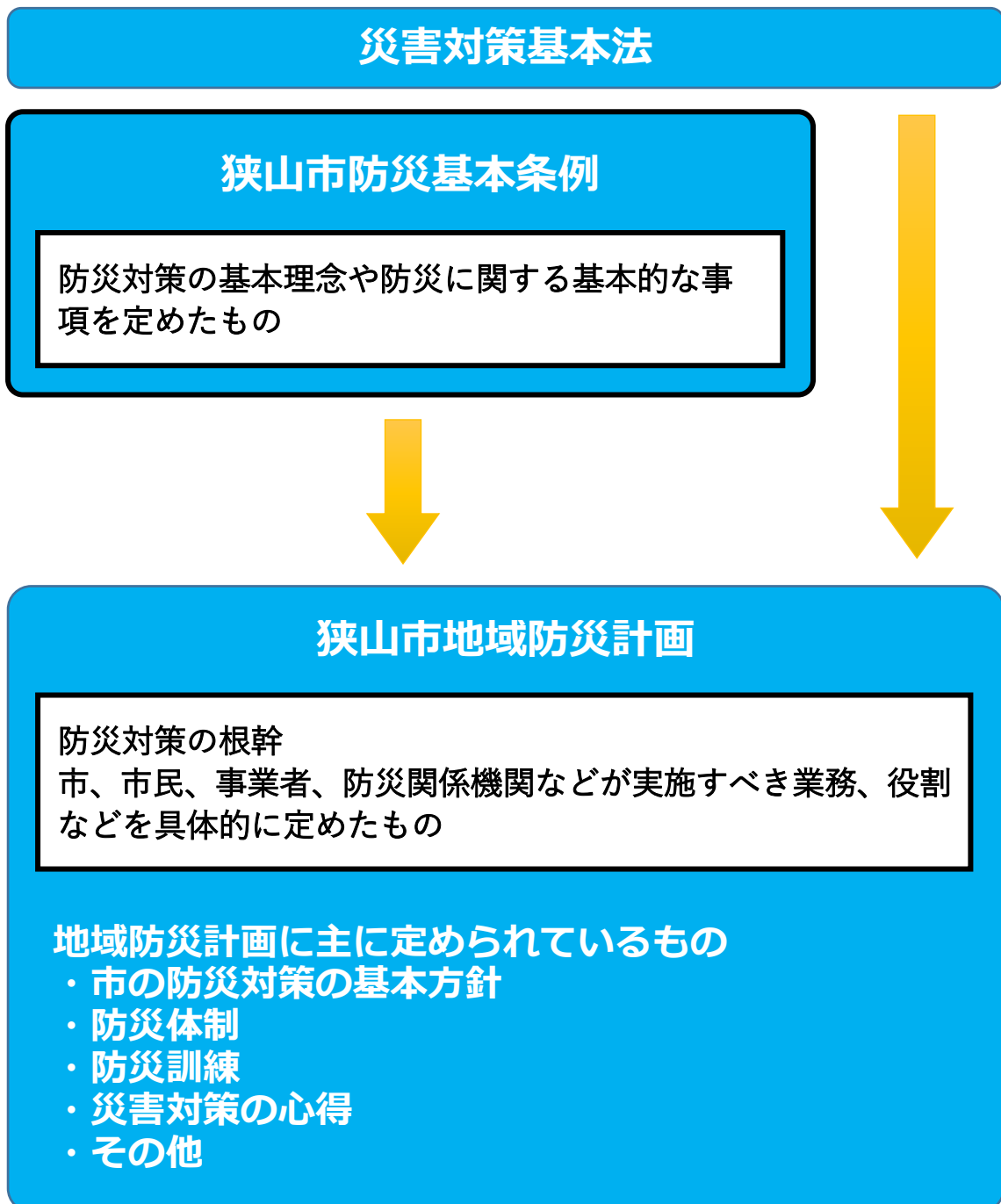


狹山市 防災基本条例

令和2年1月
狹山市 危機管理課

狭山市防災基本条例とは

狭山市では、災害対策基本法に基づき、狭山市地域防災計画を策定しており、この中では、市が各防災関係機関と連携し、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的に、市民、地域、企業等のほか市や防災関係機関の役割や取り組みを定めております。本条例は、このようなそれぞれの役割や取り組みに関する基本理念や防災の基本的な事項について定めたものになります。



目 次

第1章 総則.....	1
第2章 防災を担う人づくりの推進.....	4
第3章 災害への備え	5
第4章 災害に強い地域づくり	6
第5章 災害応急対策	7
第6章 要配慮者への支援	8
第7章 復旧及び復興の対策.....	9
第8章 他の地方公共団体への支援.....	9

～制定にあたって～

日本各地において、地震による甚大な被害に加え、これまでに経験したことのないような大雨による甚大な被害に見舞われることが多くなってきています。

東日本大震災及び熊本地震においては、行政自体が被災し、公助が十分に機能しない状況もあり、自助・共助の重要性が、認識されたところです。

そのため、災害への対応については、公助のみならず、自助・共助による対応が欠かせないものとなっています。

こうしたことから、本市においても、自らの命は自ら守る「自助」、近所や地域でお互いに力を合わせて助け合う「共助」及び行政が主体となって行う「公助」を念頭に地域防災の充実及び強化を進めていく必要があることから、それぞれの責務及び役割を明確にするとともに、相互に連携し、協力して防災対策に取り組むために、この条例を制定しました。

第1章 総則

第1章では、条例を制定する目的や本条例の趣旨を明確にする防災対策の基本理念を示すとともに、市民、事業者、市それぞれの防災対策における責務について定めています。

第1条 目的

市民等の生命、身体及び財産を災害から守るため、市民、事業者及び市の防災における責務及び役割を明らかにするなかで、災害の予防策、応急対策並びに復旧対策及び復興の対策に関する基本的な事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、地域防災の充実及び強化を図ることを目的としています。

第2条 定義

災害

地震、豪雨、豪雪、洪水、かけ崩れ等の自然現象又は大規模な火事、爆発等による被害のこと。

防災

災害を未然に防止し、災害発生時の被害の拡大を防ぎ、災害の復旧を図ること。

市民

市内に在住する者のこと。

事業者

市内で事業を営む法人その他の団体及び個人のこと。

自主防災組織

共助の精神に基づき、災害による被害を予防し、軽減するために自治会等を単位に自主的に結成された組織のこと。

防災関係機関

埼玉県警察、埼玉西部消防組合その他防災対策を実施する埼玉県の関係機関及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第3号から第6号までに規定する機関のこと。

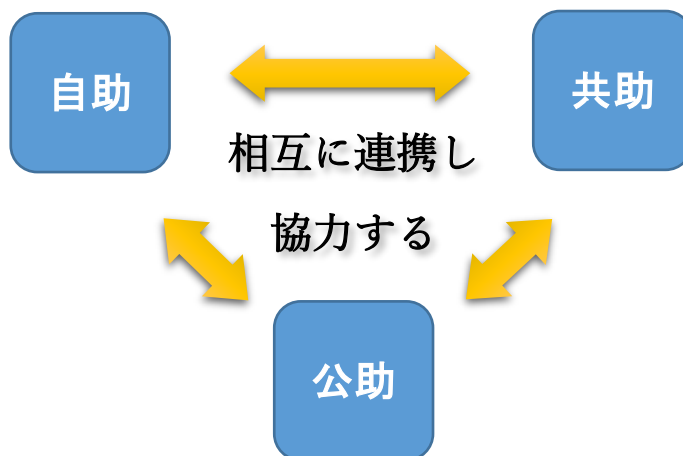
要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のこと。

第3条 基本理念

本条例の基本理念を定めています。

- ① 市民、事業者及び市は、自助・共助・公助の考え方にに基づき、それぞれの責務と役割を果たすとともに、相互に連携し協力して防災対策に取り組まなければなりません。



- ② 市民、事業者及び市は、本市の地域特性及び社会情勢を踏まえ、要配慮者をはじめとした多様な主体の視点を反映させるとともに、災害による被害を最小化する減災の考え方を基本とし、防災対策に取り組まなければなりません。

- ③ 市民、事業者及び市は、防災に関する知識を習得し、災害から命を守る行動力を高め、及び助け合いの精神を育むことにより、災害時に備えるとともに後世に時代の変化に合わせて、これらを継承しなければなりません。

第4条 地域防災計画への反映

この条例の基本理念を、狭山市地域防災計画に反映させることを定めています。

狭山市地域防災計画

狭山市地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、市が各防災関係機関と連携し、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的に、市民、地域、企業等のほか市や防災関係機関の役割や取り組みを定めています。

第5条、第6条、第7条 市民、事業者、市の責務

責 務

市 民

- ・安全を確保するため、自ら災害に備える
- ・ご近所同士、互いに協力しあえる良好な関係の形成
- ・市や地域などによる防災対策への協力

事業者

- ・施設及び設備の安全管理
- ・従業員等の帰宅困難者への対応
- ・従業員が防災に関する知識等を習得する機会の提供
- ・災害時に事業活動を継続し、又は再開できる体制の整備
- ・市や地域などによる防災対策への協力

市

- ・防災に関する普及啓発活動の推進
- ・必要なデータの整備、バックアップ体制の整備の推進
- ・防災対策を円滑に実施するために必要な体制の整備及び強化を図る
- ・市民、防災関係機関等と連携した防災対策の推進

第2章 防災を担う人づくりの推進

第2章では、防災を担う人材を育成するため、防災に関する知識の習得等について定めています。

第8条 防災に関する知識の習得等

市民・事業者

- ・ 防災に関する学習及び訓練を積極的かつ継続的に行う。

【防災訓練の実施】



市

- ・ 防災に関する教育及び防災訓練の充実
- ・ 地域の防災活動を支える人材の育成
- ・ 災害発生時に迅速かつ的確に災害対応を実施できるよう、研修及び訓練により市職員の防災に関する知識及び技術の習得、防災意識の向上を図る。



**防災を担う人づくりを推進し、
地域の防災力の向上を図ります。**

第3章 災害への備え

第3章では、市民、事業者及び市が災害に備え取り組む事項について、定めています。

第9条、第10条、第11条 市民、事業者、市の備え

市民

- ・ 家族等の安否確認手段の取決め
- ・ 災害情報の入手手段の確保
- ・ 避難場所、避難経路及び避難方法の確認
- ・ 3日分以上の食料及び飲料の確保
- ・ 非常持出品の準備
- ・ 家具等の転倒防止及び落下防止の対策
- ・ 自宅の耐震性の確保
- ・ その他災害に必要な備え



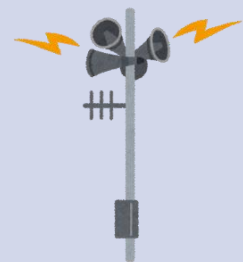
事業者

- ・ 従業員の安否確認の手段の確保
- ・ 災害情報の入手手段の確保
- ・ 避難場所、避難経路及び避難方法の確認
- ・ 3日分以上の食料及び飲料の確保
- ・ 事務用設備等の転倒防止及び落下防止の対策
- ・ 施設の耐震性の確保
- ・ その他災害に必要な備え



市

- ・ 情報の収集及び伝達体制の整備及び充実
- ・ 備蓄体制の充実及び強化
- ・ 応援の受入体制の整備
- ・ 公共施設の耐震化
- ・ その他の災害に備えるための必要な施策



第4章 災害に強い地域づくり

第4章では、自主防災組織の結成やその充実等について定めています。

第12条 自主防災組織の結成及び充実

市民は、共助の精神に基づき、防災活動を行うことを目的に、自主防災組織の結成及び充実に努めましょう。

市は、自主防災組織の結成及び充実のため、積極的な支援及び協力を行います。

狭山市の自主防災組織結成率 **78.68%** (平成31年4月1日時点)

122の自治会等のうち、96自治会等が結成しています。



第13条 自主防災組織のネットワークづくり

自主防災組織は、平常時からつながりを持ち、平常時及び災害時に、相互に連携し効果的な防災活動が行えるように組織のネットワークづくりに取り組みましょう。

市は、自主防災組織のネットワークに積極的な支援及び協力を行います。

第14条 防災のための地域の連携

自治会及び自主防災組織並びに事業者、学校等は、災害時に相互に連携するため、平常時からのつながりを持ちましょう。また、地域防災力の更なる向上を目指し、各地区の特性に応じた防災活動を定めるための防災計画の作成に取り組みましょう。

入曽地区防災計画

入曽地区では、平成28年台風第9号による不老川流域を中心とした多くの被害を踏まえ、入曽地区の防災力の向上及び災害時の対応力の強化を目的に平成30年3月に本計画を策定しました。

第5章 災害応急対策

第5章では、市民、事業者及び市が行う災害応急対策について定めています。

第15条 市民及び事業者の災害応急対策

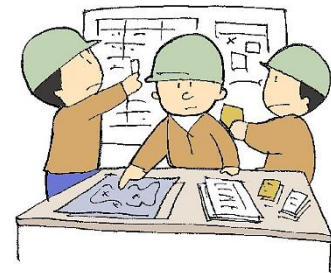
市民及び事業者は、災害時に生命、身体及び財産を守るため相互に連携し、次の事項に取り組みましょう。

- ・ 災害時の正しい情報の収集、共有及び発信
- ・ 出火の防止及び初期消火活動
- ・ 負傷者の救出、救護及び搬送
- ・ 近隣住民の避難支援
- ・ 市と連携した避難所の運営
- ・ 市と連携した炊き出し等の給食及び給水の活動
- ・ その他必要な災害応急対策



第16条 市の災害応急対策

市は、災害時には市民、自主防災組織、事業者、学校、防災関係機関等と連携した災害応急対策に取り組めます。



第6章 要配慮者への支援

第6章では、市民、事業者及び市が行う要配慮者への支援について定めています。

第17条 市民及び事業者による支援

市民は、平常時から地域の要配慮者を把握するとともに、顔の見える関係を築き、災害時に自力で避難することが困難な要配慮者の支援に努めましょう。また、事業者は、市民が行う要配慮者への支援に協力するように努めましょう。

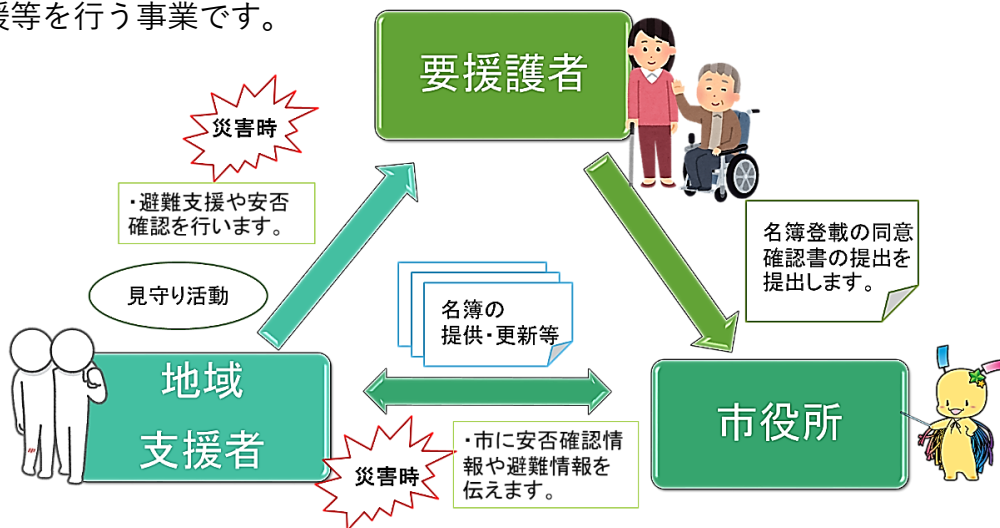


第18条 市の支援

市は、災害時に要配慮者の支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から支援体制を整備し、地域における連携及び協力を促し、自助・共助・公助の役割に基づく要配慮者への支援対策を行います。

災害時要援護者避難支援事業

この事業は、災害時に自力避難が難しい要配慮者を、市と地域の住民等が協力し迅速な避難支援等を行う事業です。



災害時要援護者の対象範囲

- ① 75歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 介護保険法による要介護状態区分・要介護1以上の方
- ③ 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ④ 療育手帳の交付を受けている方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ⑥ 市や地域支援者が自力避難が難しいと認める方
- ⑦ その他、*自力避難が難しい方

第7章 復旧及び復興の対策

第7章では、市民、事業者及び市の復旧及び復興の対策について、定めています。

第19条 市民の復旧及び復興の対策

市民は、災害時において、相互に協力し、速やかに自らの生活の再建を図るとともに、市が取り組む復旧及び復興の対策に協力するように努めましょう。

第20条 事業者の復旧及び復興の対策

事業者は、災害時において、市民生活の安定化に資するため、事業の継続又は速やかな再開に努めるとともに、市が取り組む復旧及び復興の対策に協力するように努めましょう。

第21条 市の復旧及び復興の対策

市は、災害時において、市民生活が再建し、並びに事業者の事業が継続し、及び速やかに再開されるよう、計画的に復旧及び復興の対策に取り組みます。

第8章 他の地方公共団体への支援

第8章では、大規模災害が発生した他の地方公共団体への支援について定めています。

第22条 他の地方公共団体への支援

大規模な災害が発生した場合において、支援が必要と認めるときは、被災した地方公共団体へ支援を行います。市民及び事業者は支援に協力するように努めましょう。

第23条 委任

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めます。